



相談室だより

テーマ | 体罰・ハラスメント



新年度が始まり少し経ちました。生活には慣れてきたでしょうか。
今回は体罰・ハラスメントについてお伝えします。
知っておくことで、みなさんの生活を守る一助となればと思っています。

今月の担当
学生相談室カウンセラー
藤本 大祐

ハラスメントとは？

体罰やハラスメントは、本人の意図にかかわらず、不適切な言動を行うことによって、相手に不快感や不利益を与えるものであり安心して学習・生活できる環境を阻害する行為です。
ハラスメントには以下のような種類があります。

セクシュアルハラスメント

性的な言動で相手を不快にさせるハラスメント。
対価型：性的な要求への対応によって、評価や扱いに影響させる
環境型：対価型ではないが、性的言動により学習環境が悪化する

パワーハラスメント

職場や学校、部活動などにおけるセクシュアルハラスメント以外の優越的立場を利用したいじめや嫌がらせ。過剰な雑用の強要、SNSで悪口や噂を拡散する等。

アカデミックハラスメント

パワーハラスメントのうち、教員と学生等、教育上の立場を利用して行われるハラスメント。人格を否定するような叱責等。

相談するとどうなる？

体罰・ハラスメントを自分や周りの人が受けたと思ったときには、学生相談室や教職員等、話しやすい人に相談できます。
「大ごとになるのが怖い」「気にし過ぎかもしれない」
そんな風を感じる場合でも大丈夫です。
学生相談室では、あなたの気持ちや希望を大切にしながら対応を進めていきます。



体罰とは？

学校では、注意や指導が行われることがあります。
しかし、学生の身体を傷つけたり肉体的な苦痛を与えたりする体罰は、法律で禁止されています。
研究においても、体罰が長期的な成長に有益という根拠はなく、むしろ攻撃性の増加やメンタルヘルスの問題等、望ましくない結果との関連が示されています。



相談を受けたら？

誰かから相談を受けたとき、ひとりで抱えきれない時には、学生相談室を紹介したり、必要であればあなたに付き添って来てもらうこともできます。当事者でなくても相談は利用できます。
「これって相談していいのかな」という段階でも大丈夫。相談予約は、保健室に来るか、学生相談室のホームページを確認してみてください。

